関島社会保険労務士事務所便り 3月号 3月号

社会保険労務士・行政書士 関 島 康 郎 〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-13 電話:03-3609-7668 FAX:03-3609-0404 HP: http://srseki.mine.nu



主婦の年金 正直者が損しない措置を

サラリーマンや公務員の妻を対象とした「第3号被保険者」の扱いが大きな問題になっています。細川厚労相は2月24日、「手続きはすべて留保する」とし、新たな改善策が注目されています。

◆第3号被保険者とは

国民年金については、自営業者や年収 130万円以上あるパートタイマーなど は第1号被保険者、サラリーマンなど厚 生年金や共済年金に加入する者は第2号 被保険者、第2号被保険者に扶養されて いる配偶者については第3号被保険者と しています。

この第3号被保険者は、平成14年3 月までは市区町村の国民年金課に届出を 行うことによって保険料を納付した者と みなされていました。平成14年4月以 降は、サラリーマンなど第2号被保険者 が勤める会社が被扶養者届とあわせて届 出を行うことになっています。

◆問題は第3号から第1号への変更未届

第3号被保険者の人が、「①夫が退職又は65歳以上になり第2号被保険者でなくなった、②本人の年収が130万円を

超えて夫に扶養される者でなくなった」などの理由で第3号被保険者でなくなった場合、第1号被保険者になったことの届出を行うことが必要です。

この第1号被保険者になったことを正直に届出た人は、国民年金の保険料納付義務が発生します。保険料を納めなければ未納期間とされ、「25年以上の納付要件」に足りない人は年金がもらえません。

一方、第1号被保険者になったことの 届出を怠った人については第3号被保険 者のままで措置されていました。本来ならば保険料未納期間とすべきところを、 厚生労働省は救済措置として、「①年金受 給権が発生している人はすべて保険料納 付期間とみなし年金を減額しない、②現 在、被保険者である人については過去2 年分の保険料を納めればそれ以前の期間 は保険料納付済みとみなす」としました。

これでは、「正直者が損をする」と反発が強まっています。そのため、第3号から第1号被保険者になったにもかかわらずその届出をしていなかった人に対しては、保険料をさかのぼって納めてもらう方法などが検討されています。

傷病手当金と請求時効

Q 私は深夜業務がある会社に長年勤務していましたが、うつ病にり患し、1年ほど前、残っていた年次有給休暇を使い切り退職せざるを得ませんでした。 退職後、1年以上たちますが今からでも傷病手当金は請求できるでしょうか。

A あなたの場合、退職者であっても1年以上の健康保険加入期間があり、休んだ日が2年の消滅時効の範囲内にあります。そのため、傷病手当金をさかのぼって請求できます。但し、傷病手当金申請書には会社と医師の証明が必要であり、退職直前の出勤簿や賃金台帳も必要になります。

【傷病手当金とは】

健康保険が国民健康保険より優れている制度の一つで、私傷病で欠勤し給料が支給されない場合、健康保険から賃金の一部に相当する現金が支給されます。これが傷病手当金です。

【傷病手当金の受給要件】

①療養のため労務不能であること

労務不能であるか否かは、本来の業務に従事できるかどうかを基準として判断されます。「一時的に軽微な他の労務に服することにより賃金を得るような場合その他これらに準ずる場合には通常なお労務不能に該当する」とする法解釈通達(H15.2.15)が出ています。

②労務不能の日が継続して3日間あること

この3日間を待期期間と呼びます。会社の 所定休日や有給休暇を含みます。退職日前3 日間が年次有給休暇などであった場合でも退 職後から支給されます。傷病手当金は、待期 期間の3日間は支給されません。

③労務不能で報酬を受けない日があること

連続する労務不能3日間の後、原則として、 労務不能により賃金の支払いがない場合でな いと傷病手当金は受給できません。

【支給金額は月給日額の約66%】

支給金額は労務不能1日につき、標準報酬日額の3分の2(月給日額の約66%)の金額です。但し、少額の賃金が支払われた場合で、支払われた賃金の1日当たりの額が傷病手当金の1日当たりの支給額より少なければ、その差額が支給されます。

【支給期間は1年6か月以内】

支給を受け始めた日から1年6か月以内に ある労務不能期間です。飛び飛びでも請求で きます。

【退職者(資格喪失後)の継続給付】

健康保険の被保険者であった期間が1年以上ある者が退職したとき、退職日以前に3日の待期期間がある場合、退職後も引き続き傷病手当金が受給できます。

【傷病手当金の請求時効は2年】

傷病手当金は受給権が生じた日ごとに2年間のうちに請求しないと時効によって請求できなくなります。請求は1か月毎が一般的ですが、請求期間に制限はなく、一括請求しても構いません。

増える「未払い残業代請求」

<増える弁護士関与の残業代請求>

事業主の方から「弁護士を代理人にした 多額な残業代を内容証明で請求された」と いった相談が増えています。こうした請求 が届いた場合、直ちに対応し、手を打たな いと相手の思う壺となります。

サラ金の過払い請求が一段落した今日、 弁護士が関与する残業代請求が多くなって います。弁護士関与の残業代請求は、最初 から訴訟目的で行われます。それは、訴訟 を行うと付加金という倍額支払命令が出る ことがあるからです。

<付加金という倍額払い制度>

労働基準法第114条では「裁判所は、 第20条、第26条若しくは第37条の規 定に違反した使用者又は第39条第6項の 規定による賃金を支払わなかった使用者に 対して、労働者の請求により、これらの規 定により使用者が支払わなければならない 金額についての未払い金のほか、これと同 一額の付加金の支払を命ずることができる。 ただし、この請求は違反のあったときから 2年以内にしなければならない。」と定めて います。

つまり、付加金とは、労働者が未払い金を貰った上に、さらに同額のお金を請求できるという「倍額払い」の制度です。労基法20条、26条、37条、39条6項の規定とは

- ·第20条 解雇予告手当
- ·第26条 休業手当
- ・第37条 時間外等の割増賃金
- ·第39条第6項 年次有給休暇賃金

この付加金は、会社に対する制裁的な制 度といえます。会社が誠意を見せない場合 に適用され、話し合いもしないうちからす ぐに裁判を起こしたときなどは、付加金請 求はまず認められません。

また、この付加金の支払いを命ずるかど うかは裁判官の判断に委ねられていますが、 弁護士が関与する多くは付加金請求を加え て訴訟が提起されています。

<未払い残業代で訴えられないために>

一般的に、多くの中小・零細企業は勤務時間管理や給与管理がきわめてルーズです。 就業規則や労働契約書に明記しないまま、「うちは基本給に残業代も含めて支払っている」とか、「職務手当や営業手当は残業代も含めている」いった会社が少なくありません。

そのため、解雇した者や退職者から未払い残業代を請求され、莫大な残業代を支払 わざるを得なくなることが起こります。

こうした未払い残業代を請求されないた めに早急に次のことが必要です。

1、時間管理は使用者の責任

残業については許可制にするなどタイム カードのほか、使用者として始終業時刻を 記録し、サービス残業を黙認しないことが 大切です。

2、残業を削減する手段を講ずる

交代制や変形労働時間制、みなし労働時間制の採用など時間外労働そのものを削減する制度を導入することが必要です。

3、就業規則・給与規程の整備

定額残業手当を設けるなど、就業規則・ 給与規程の整備が決定的に必要です。

4、必要な残業手当はきちんと支払う

必要な残業については割増賃金をきちん と支払うことが基本原則です。

topic s

トピックス

●約4割の企業が「賃上げの見込み」

2011年度において正社員の賃上げの見込みが「ある」と回答した企業の割合が37.5%(前年度比5.7ポイント増)だったことが、帝国データバンクの調査で明らかになった。賃上げの理由は「労働力の定着・確保」(56.2%)、「業績拡大」(50.5%)が上位を占めた。(2月20日)

●高校生の就職内定率がやや上昇

文部科学省は、今春卒業予定の高校生の 就職内定率(昨年 12 月末時点)が 77.9%(前 年同期比 3.1 ポイント上昇) となったと発 表した。内定を得た人が約 14 万 3,000 人、 得ていない人が約 4 万 1,000 人。(2 月 16 日)

●国民健康保険料軽減策を自治体独自で

厚生労働省は、低所得者の国民健康保険料を軽減させるための対策として、地方自治体が保険料の使い方を独自に決定できるようにする方針を明らかにした。2013年から実施の予定。(2月16日)

●厚生年金加入対象者の基準見直し検討

政府は、与謝野経済財政担当大臣が、厚生年金の適用範囲をパート・アルバイトなど非正社員にも拡大する考えを示したことを受け、厚生年金の加入対象者の基準を見直す検討に入ったことがわかった。(2月11日)

●外国人労働者数が前年比 15.5%増加

厚生労働省が外国人雇用の届出状況

(2010年10月末時点)を発表し、外国人 労働者数が64万9,982人(前年比15.5%増) となったことがわかった。国籍別では、中 国人が全体の約4割を占めている。(2月1日)

●月給総額が4年ぶりに増加

厚生労働省が「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、2010年の月給総額の平均が31万7,092円(前年比0.5%増)となり、4年ぶりに前年を上回ったことがわかった。ただ、過去2番目に低い数字だった。(2月1日)

●協会けんぽ保険料率は全国平均 9.50%に

全国健康保険協会が 2011 年度における 協会けんぽの保険料率 (労使折半)を決定 し、全国平均で 9.50% (前年度比 0.16 ポイント上昇)となることが明らかになった。(2 月1日)

●国民年金「運用3号」対象者は100万人

厚生労働省は、いわゆる国民年金の「運用3号」(夫が会社を辞める等したにもかかわらず第1号被保険者としての届出を行っていなかった専業主婦について、実際には第1号被保険者にもかかわらず第3号被保険者として管理されている記録をそのままとするもの)に関して、対象となる専業主婦が100万人以上に上る可能性があることを明らかにした。日本年金機構では、今秋にも記録と実態の食い違いについて一斉調査を行う方針。(2月1日)